２０１８年6月２０日

内閣総理大臣　安倍　晋三　殿
内閣官房長官　菅　　義偉　殿

公 務 労 組 連 絡 会
議長　　猿橋　均

公務労組連絡会2018年夏季重点要求書

物価の高騰や消費税の増税、社会保障の改悪などにより家計負担は増大し、消費支出が落ち込んでいます。また、非正規雇用が増加し、ワーキングプアが1,000万人を超えて高止まりするなど、国民生活は悪化をつづけています。国公労働者では、多くの高齢層職員が「給与制度の総合的見直し」の完成によって、賃下げとなっています。

2018年春闘では、人事院勧告が約770万人の労働者に影響することから、公務員労働者の最低限の生活改善要求として、月額23,000円(5.6%)以上の賃金引き上げを強く求めてきました。

安倍首相も経済界に賃上げを要請し、日銀もデフレからの脱却をめざしているもとで、春闘期の政府回答は、「人事院勧告もふまえ、国政全般の観点から検討」という、私たちの要求に正面から向き合わない不満な回答にとどまりました。

今、政府がなすべきことは、生活改善できる大幅な賃上げと非正規労働者の処遇改善・均等待遇の実現を国の職場でも実践し、国民に範を示し、日本全体に波及させていくことです。

また、多発する災害にくわえ、行き過ぎた規制緩和が招いた大事故や雇用不安などから、国民の権利保障や安心・安全を保障する公務・公共サービス拡充への期待が高まるなかで、そうした国民の声に応える体制の充実をはじめとする予算の確保は待ったなしの課題です。

以上のことから、公務労組連絡会として下記のとおり夏季重点要求をとりまとめましたので、貴職が誠意ある回答を行うよう強く求めます。

記

１、賃金の改善等について

（１）公務員賃金を大幅に引き上げ、職員の生活と労働の実態にふさわしい水準に改善すること。

（２）地方自治体・独立行政法人に対して賃金削減を押しつけないこと。

（３）「給与構造改革・給与制度の総合的見直し」による地域間格差と世代間格差を解消すること。

２、非常勤職員の雇用の安定・処遇改善について

（１）非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇などをはかる法制度を整備すること。また、そのために必要な予算措置を行うこと。

（２）恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すること。そのため、総定員法の廃止や定員合理化計画の中止・撤回、行政体制の整備・拡充をはか

ること。

（3）非常勤職員の任用について、公正な人事管理を行うための法整備を行うこと。また、労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度と同様の制度を整備すること。

（4）任命権者に原則任用更新の義務を課すこと。また、一律的・一方的な「雇い止め」は禁止すること。

（5）非常勤職員の身分保障を常勤職員と同様に実効あるものとするための法整備を行うこと。

（6）期間業務職員の更新に係る公募要件は、専門性維持を困難にし、深刻な精神的負担をもたらすことから撤廃すること。

（7）職務給の原則、同一価値労働同一賃金を基本とする均等待遇を確立すること。

（8）非常勤職員の処遇は各府省任せにせず、公正な職務評価による待遇改善を行うよう法制度を整備するとともに、労働契約法の不合理な労働条件相違の禁止を適用すること。

（9）職務内容、職務経験等に応じた賃金の引き上げを行うとともに、昇給制度を設けること。

(10) 休暇制度について、不合理な相違を解消して、常勤職員と同等の制度とすること。そのためにも以下を早急に実現すること。

① 無給とされている休暇を有給とすること。

② 非常勤職員の忌引休暇、病気休暇、子の看護休暇について、6か月以上任用の制限を撤廃すること。また、年次有給休暇を採用時から取得できるようにすること。

③ 非常勤職員に対しても、結婚休暇、夏季休暇を制度化すること。

３、国の責任による公務・公共サービス拡充について

（1）公務員の総人件費削減は行わないこと。また、行政需要に見合う大幅増員を行うこと。

（2）総定員法を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回すること。当面、定員管理の柔軟な運用により、職場実態に見合った要員等を確保すること。

（3）行（二）職の不補充政策を撤廃すること。

（4）「道州制」「地方分権改革」による事務・権限の移譲や国の地方出先機関の廃止は行わないこと。

（5）職員の雇用・労働条件を無視した国の機関や独立行政法人等の地方移転は行わないこと。

（6）地方交付税の「行革努力の反映」や「トップランナー方式」をあらため、住民本位の自治体運営に必要な地方交付税を確保・配分すること。

（7）公共サービスの劣化につながる指定管理者制度や「市場化テスト法」の廃止をはじめ、労働基準監督官の業務を一部委託させるなどの公務の民営化・民間委託を行わないこと。

（8）公共サービス基本法に基づき、国・自治体が委託・発注する事業で働く労働者の適正な労働条件を確保するため「公契約法」を制定すること。

（9）社会保険庁職員の分限免職を撤回し、安定した雇用を確保すること。

(10) 独立行政法人について各法人の自主性・自律性を尊重するとともに、運営費交付金を拡充すること。また、組織の統合・改廃は行わないこと。

４、高齢期雇用・定年延長について

（１）雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年年齢65歳に引き上げること。また、働き続けられる労働条件などを整備すること。

（２）再任用制度について、次の事項を実現すること。

①　再任用は暫定措置と位置づけるとともに、定員・定数の確保をはじめ希望者全員のフルタイム任用を保障すること。

②　再任用後のポストや処遇に著しい格差を生じさせないようにすること。また、ポストや処遇の設定などについて、任命権者による恣意的な運用が行われないようガイドラインを示すなど政府として責任ある対応を図ること。

５、民主的公務員制度と労働基本権の確立について

（１）憲法28条の原則に立った基本的人権として、ＩＬＯ勧告など国際基準にそって労働基本権の全面的な回復を実現すること。

（２）公正・中立・民主的な公務員制度を確立すること。当面、国民的な議論を保障し、自律的労使関係制度の早期確立にむけ検討を行うこと。

（３）労働組合の団結と自治を破壊する組織介入、不当労働行為は一切おこなわないこと。また、所属労働組合による人事･給与､交渉、組合活動などへの差別的取り扱いをおこなわないこと。

（４）職員団体のための職員の行為の制限（国公法第108条の６）を廃止すること。

（５）公務員の政治的行為の制限を撤廃し、市民的権利を十全に保障すること。

６、労働時間短縮、休暇制度など働くルールの確立について

（１）労働時間の短縮にむけ以下のとおり改善すること。

①　所定勤務時間を「１日７時間、週35時間」に短縮すること。

②　厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」をふまえ、勤務時間管理を徹底し、超過勤務の大幅な縮減と不払い残業を根絶すること。

③　超過勤務時間の上限規制を行うこと。また、全府省共通の窓口時間の設定を行うこと。

④　交替制勤務者をはじめとするすべての職員について、連続勤務時間を短縮し、勤務間隔を11時間以上確保すること。

（２）マイナンバー制度は直ちに廃止すること。また、個人番号カードのＩＣカード身分証との一体化は中止すること。

７、健康・安全確保、母性保護等について

（１）心の病の発生を予防するため、「心の健康づくり」に向けた対策を充実･強化すること。

（２）パワーハラスメントに対する指針を策定し、具体的な対策を講じること。

以　上